

○南房総市公共物等有料広告掲載取扱要綱

平成18年7月28日

告示第176号

(趣旨)

第1条 この告示は、別に定めるもののほか、本市の資産を広告媒体として活用し、民間企業等の広告を掲載することに関して、必要な事項を定めるものとする。

(目的)

第2条 民間企業等との協働により市の新たな財源を確保し、市民サービスの向上及び地域経済の活性化を図ることを目的とする。

(広告掲載の対象)

第3条 広告の掲載ができる公共物等は、次の各号に掲げるものとする。ただし、市長が広告掲載を適当ではないと認めるときは、掲載ができないものとする。

- (1) 市が発行する刊行物及び印刷物
- (2) 市のホームページ
- (3) 市の構築物
- (4) その他広告掲載が可能と認められる公共物等で市長が個別に定めるもの

(掲載できる広告の基準)

第4条 掲載できる広告は、市の品位を損うおそれのないもので、次の各号のいずれにも該当しないものとする。

- (1) 法令等に違反するもの
- (2) 公の秩序又は善良の風俗に反するおそれのあるもの
- (3) 政治活動及び宗教活動に係るもの
- (4) 社会問題、意見広告及び売名的個人の宣伝に係るもの
- (5) 美観風致を害するおそれがあるもの
- (6) その他掲載する広告として妥当でないと認めるもの

2 前項に定めるもののほか、広告媒体に掲載できる広告に関する基準は、別途定める。

(広告掲載の順位)

第5条 広告の掲載を希望するものからの広告掲載希望が同一の公共物等について複数ある場合は、掲載する広告の順位は、次の各号の順序とする。この場合において、同一の広告掲載位置に2以上の同順位のものから申込みがあるときは、抽選により決定する。

- (1) 公共団体、公社、公団、公益法人及びこれらに類するものに係る広告

- (2) 私企業(民間企業)のうち、公共的性格のある企業で、市内に事業所等を有するものに係る広告
- (3) 前2号に掲げるもの以外の私企業(民間企業)及び自営業で、市内に事業所等を有するものに係る広告
- (4) その他掲載する広告として妥当であると市長が認めるものの広告

#### (広告掲載料)

第6条 広告の掲載料は、広告の作成経費、広告の掲載を希望する公共物等の種類や広告の掲載位置、広告掲載の期間、広告の規模・大きさ、広告の効果及び類似広告の市場価格等を勘案し、市長が別に定めるものとする。

#### (広告の募集)

第7条 広告の募集は、原則として公募するものとする。

- 2 前項の規定にかかわらず、次の各号のいずれかの方法による募集もできるものとする。
  - (1) 第5条第1号及び第2号に掲げる団体等に対し、広告掲載の案内を直接に依頼すること。
  - (2) 公募による応募者の数が募集の数に満たない場合、第4条各号の規定を踏まえ、掲載を希望する者を選定し、直接に依頼すること。

#### (広告掲載の決定等)

第8条 市長は、広告掲載の申込みがあったときは、第4条に規定する基準により審査し、その可否を決定するものとする。

- 2 市長は、広告掲載の可否を決定したときは、その結果を申込者に通知するものとする。
- 3 決定された広告掲載について、広告主の都合によりその決定された期間内に、広告の表現内容等の軽微な広告掲載内容を変更する場合は、市長が可否を決定する。

#### (広告主の責任)

第9条 広告の内容に関する一切の責任は、広告主が負うものとする。

#### (広告掲載物を管理する部署が定める取扱基準)

第10条 広告の掲載ができる公共物等を担当する部署(以下「担当部署」という。)は、広告掲載の位置、規格及び掲載期間等の広告掲載に伴い必要となる事項について別に基準を定めるものとする。

- 2 担当部署は、前項の基準を定めるとき、又は変更するとき、あらかじめ南房総市広告掲載審査委員会(以下「委員会」という。)の審査を受けなければならない。
- 3 委員会は、委員長及び委員で組織する。

- 4 委員長は、副市長の職にある者を充て、委員は、別表に定める職員を充てる。
- 5 委員長に事故があるときは、総務部長の職にある者がその職を行う。
- 6 委員が出席できないときは、その委員の指定した職員が委員会に出席することができる。
- 7 委員長は、第1項の基準の審査について、特に緊急を要し、委員会を開く時間的余裕がないときは、委員に回議してこれに代えることができる。
- 8 委員会の庶務は、総務部財政課において処理をする。
- 9 担当部署は、第1項の基準により、広告掲載に係る事務を処理するものとする。

(委任)

第11条 この告示の施行について必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この告示は、平成18年7月28日から施行する。

附 則(平成18年9月8日告示第190号)

この告示は、公示の日から施行する。

附 則(平成19年3月30日告示第39号)抄  
(施行期日)

- 1 この告示は、平成19年4月1日から施行する。  
(行政組織の改正等に伴う関係告示の整備に関する告示の効力)
- 3 この告示及び行政組織の改正等に伴う関係告示の整備に関する告示(平成19年南房総市告示第41号。以下「組織整備告示」という。)に同一の告示についての改正規定がある場合においては、当該告示は、この告示によってまず改正され、次いで組織整備告示によって改正されるものとする。

附 則(平成19年3月30日告示第41号)

この告示は、平成19年4月1日から施行する。

附 則(平成21年3月31日告示第40号)

この告示は、平成21年4月1日から施行する。

附 則(平成23年3月18日告示第26号)

この告示は、平成23年4月1日から施行する。

附 則(平成23年3月30日告示第39号)  
この告示は、平成23年4月1日から施行する。

別表(第8条関係)

南房総市広告掲載審査委員会委員	
委員長	副市長
委員	企画部長
委員	総務部長
委員	保健福祉部長
委員	市民生活部長
委員	農林水産部長
委員	商工観光部長
委員	建設環境部長
委員	病院事務長
委員	水道部長
委員	会計管理者
委員	教育次長
委員	議会事務局長